製造者が買主に対し製品の性能につき表明保証し、表明保証違反した場合に修繕する合意をしていたときの製造者の損害賠償の可否

【文 献 種 別】 判決／高松高等裁判所
【裁判年月日】 令和 7 年 2 月 21 日
【事 件 番 号】 令和 6 年（ネ）第 165 号
【事 件 名】 損害賠償請求、倉庫保管料求償請求反訴控訴事件
【裁 判 結 果】 本訴棄却、反訴棄却
【参 照 法 令】 民法 415 条（平 29 年法 44 号改正前）
【掲 載 誌】 判タ 1544 号 48 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25629873

香川大学名誉教授 **藤田寿夫**

事実の概要

X社は自動車用のガラス加工機の製造・輸出を業とし、Y社はブロワ（送風機）の製造・販売を業とする。平成 27 年 6 月以降、買主Xが商社Aに対し、商社Aが商社Bに、商社Bが商社Cに、商社Cが製造者Yに各々発注する形で、Xは（Xのガラス加工機の水切り装置上に設置する吸引除去用途の）ブロワを購入する売買契約を締結した。Yは中間 3 商社に対し、受注するブロワにつき、遅くとも平成 27 年 7 月末の初回納入までに、ブロワにサイレンサーを付けない状態で JIS 基準「良」の値以下の振動幅のブロワを製造することを約束していた。Xは、平成 30 年 3 月初旬以降 9 台のブロワを買い入れて納品を受け、Xのガラス加工機に設置してマレーシア、中国、インドに輸出したが、同年 7 月以降、輸出先から、各ブロワについて、振動が大きく騒音が出る、ブロワ本体の溶接部にひび割れが生じるなどのクレームを受けたため､輸出先から各ブロワの返送を受け、代替品を輸出した。なお、ブロワをYは直接、商社Aに納品し、AがXに納品した。

平成 30 年 7 月から同年 8 月 7 日までに、YがXに対し、各ブロワの振動幅が JIS 基準「良」に定める値以下であることを表明し、保証する本件表明保証合意を締結し、また表明保証違反があった場合にYが必要な修繕をする旨の合意を口頭で締結していたが、XY間で表明保証違反があった場合の金銭賠償に関する合意はしていなかった。

本件本訴の訴訟物は、XのYに対する表明保証違反自体に基づく損害賠償請求、および、製造物責任法 3 条に基づく損害賠償請求であった。すなわち、Xが、YからAを介して納品された本訴ブロワ 9 台について、本件表明保証合意を締結したにもかかわらず、本訴各ブロワの振動幅が JIS 基準「良」を満たさなかったため、その振動により騒音やブロワ本体溶接部にひび割れが生じ、本訴各ブロワを設置したガラス加工機の輸出先から返品を受けた結果、本訴各ブロワの代金相当額および輸出先からの返品運賃等相当額の損害を被ったと主張して、Yに対し表明保証違反に基づき、約 885 万円とその遅延損害金の支払いを求めた。

それに対し、製造者Yは、買主Xが品質に問題のない反訴ブロワ 29 台（本訴各ブロワ 9 台とは異なるブロワで、本訴ブロワの後に納品しようとした分）を引き取らなかったため、倉庫業者の倉庫で保管せざるを得なくなり、その倉庫保管料相当額の損害を被ったと主張して、売買契約上または信義則上の引取義務違反に基づき約 199 万円とその遅延損害金の支払いを求めた。

第一審（徳島地判令 6･4･17LEX/DB25629874）は、ブロワにサイレンサーを取り付けた状態では表明保証違反の状態が見られることがあるが、振動問題で返品された本訴各ブロワの全てが、納品時、サイレンサーを取り付けない状態で表明保証違反の状態にあったとはいえず、また、製造物責任法

3条にいう欠陥とはいえないとして買主Xの本訴を棄却した。製造者Yの反訴についても、Yと直接の売買契約関係にない買主Xが、売買契約上または信義則上の引取義務を負わないなどとして棄却した。XYはそれぞれ控訴した。

判決の要旨

「原審と同様に、X及びYの請求はいずれも理由がないから棄却する……。もっとも、Xの表明保証違反に基づく損害賠償請求を棄却する理由については、本件表明保証合意には表明保証違反があった場合に金銭賠償をする旨の合意がなかったこと（必要な修繕をする旨の合意しかなかったこと）を……原審が挙げる理由と共に挙げるのが相当と判断する」。

「本件各ブロワの売買契約は、……XとA社との間、A社とB社との間、B社とC社との間、C社とYとの間で順次締結されたものであり、本件表明保証合意は、売買契約の当事者間で締結されたものとはいえない。このため、本件表明保証合意においては、Yに表明保証違反があった場合にXがそれにより被った損害について金銭賠償をする旨の合意がない限り、XのYに対する表明保証違反を理由とする金銭賠償の請求は認められない。なぜなら、その表明保証違反の事実は、改正前民法415条の債務不履行には当たらないからである（なお、民法709条の不法行為にも当たらない。）。……本件表明保証合意においては、表明保証違反があった場合にはYが必要な修繕をする旨の合意があるのみで、Xが被った損害について金銭賠償をする旨の合意があったとは認められない。したがって、Xの表明保証違反に基づく損害賠償請求は、本訴各ブロワの振動幅がJIS基準『良』を満たしていたか否か（表明保証違反の事実の有無）にかかわらず、理由がない」。

判例の解説

一　本判決の特徴

本件のように、製品の品質につき表明保証違反があった場合に製造者が修繕義務を負うと合意し、表明保証違反によって被った損害の金銭賠償に関する合意をしていない場合には、製造者に表明保証違反があっても表明保証違反の事実それ自体では（売買契約当事者間でなく特段の事情もないので）債務の不履行に当たらず買主は製造者に損害賠償を請求できないと判示し、表明保証違反があると本件表明保証合意に基づき修繕義務が製造者に発生するので、買主は修繕義務の不履行を理由に損害賠償を請求できることがあるとする。

二　表明保証とは

表明保証（Representation and Warranties）とは、保証提供者が被保証者に対し、当事者の能力や契約目的物の内容等に関する一定の事実が真実かつ正確である旨を表明し、保証するものである[1)]。表明保証条項において、表明保証された事項が、実際の事実と異なっていた場合に表明保証違反となる。保証提供者と被保証者が、売主と買主のように契約当事者である場合と、売買契約当事者ではない製造者等の第三者が保証提供者となり、被保証者が買主である場合がある。製造者保証に基づく買主の権利は、売主に請求可能な契約不適合責任とは併存し関係がないので、売買契約から独立した担保約束に基づく。

東京高判平8・12・18金法1511号61頁では、対象会社Aの92％の株主Yが同株式をX社に譲渡する売買契約をし、売主Yが「A社の資産である売掛金債権の債務者B社の財務内容が健全であり、B社が履行を怠ったときは連帯して保証する」旨の条項および補償条項があったが、その直後B社が債務超過で休業状態になり、債務の履行ができなくなった。判決は、これらの条項を、売主Yが買主Xに対し、A社のB社に対する売掛金債権が回収可能であることを保証し、その回収が不能な場合に買主Xに生ずる損害を補填する旨の特約と解し、A社の資産の減少分の損害賠償を認めた。

三　表明保証の法的性質

狭義の（補償条項を伴う）表明保証条項には、保証提供者が一定の事項の真実性を保証するとともに、保証された事項が間違っていた場合の損害賠償条項・補償条項もしていることから損害担保契約の一種と解する見解がある[2)]。また、解除条項や通知条項等を伴ったり、本件の表明保証のように、表明保証違反があった場合には修繕することを約束する場合もあることから、これらの広義

の表明保証条項を「特約に基づく担保責任の一種」と解する見解もある[3]。

これらの担保（保証）特約は、契約（内容）の自由に基づく非典型契約であり、保証提供者は、相手方に対し、特定の結果の発生または不発生について責任を負うことを約束する、つまり保証提供者は、引き受けた危険の範囲内で特定の結果に関連する利益について責任を負うことを約束する。担保の内容は、保証提供者が損害賠償の負担を負う場合であっても、被保証者の履行請求権であり、損害賠償請求権ではない。つまり本来の給付義務が問題となっている。その内容（給付義務の有無および方法）は契約解釈によって確定され、通常引き受けられる危険や商慣習を基準とすることができる。担保約束には、被保証者を保護するという典型的な保護目的が内在しており、契約解釈によって担保約束の内容を確定するにあたっては、それは独立的保証か、どのような結果について責任を負うか、引き受けられた危険の限界はどこにあるか、いかなる期間、契約上もしくは法律上責任を負うかが考慮されるべきとされる[4]。

たとえば、メーカー発行の保証書には「3年間のメーカー保証がある」とだけ記載されている場合、保証書の一般的な理解によれば、これは、メーカーが製品に瑕疵がないことを保証し、この期間中に発生した瑕疵について必要な修理をする約束と解することができよう。このように、保証内容は、保証される顧客が一般に理解すべき内容で解されるべきであろう。さらに、保証書が定める修理を受けるには、定期的なメンテナンスを受けることなどが前提条件として定められることもある。

四　売主の表明保証

大判昭8・1・14民集12巻71頁では、特許三益三年式籾摺り機を製造・販売するYは、同籾摺り機が「米500俵を摺り上げうる性能を有し、万一不完全の場合は無料修理する」ことを請け合うと広告宣伝していたので、買主XはYと一手販売契約を締結し、一手販売区域内の農家に同機を買主Xは販売しようとし、同機の実地試験をしたところ、不良で何ら優れた点がなく、購入する者は一人もいなかった。買主Xは売主Yとの特約に基づき修理を求めたが売主Yが応じず、保証された性能を有する籾摺り機の送付を求めたがそれにも売主Yが応じないので、不履行を理由に一手販売契約の解除、および初めに納付した保証金の返還を求めた事件である[5]。判決は、性質保証も瑕疵を構成すると判示しているが、保証約束の効力を認めると、買主は改正前民法570条が定める瑕疵担保権を超えて売主に修理を請求できるし、併せて改正前民法570条が定める解除や損害賠償を求めることもできよう。

改正民法の下では、一般に、表明保証は、性状合意や性質保証として改正民法562条の契約不適合を構成することがあろうし、契約不適合責任の権利内容を修正する（売買契約に従属する）保証約束が認められることもあろう。保証された性能は買主の購入の意思決定において多くは重要であり、保証された性質を売買物が有しないことは買主にとって重大であろうから、買主は改正民法564条542条1項5号に基づき契約を解除できよう[6]。また、売主は、契約（内容）自由の原則に基づき、販売店が販売後10年間の保証期間内に発生した製品の瑕疵につき販売店の判断により修補または交換を約束していて9年目に製品に瑕疵が発生した場合、買主は保証約束に基づく権利を持とう。改正民法562条以下の瑕疵担保権を超える独立した保証約束としては、特定の機械の稼働によって達成できる年間収益を保証している場合や、土地売買において、都市計画の変更により将来、建築することができるなど将来の状況に関して保証している場合等があろう。

五　製造者の表明保証

買主Xは製造者Yの中間商社3社に対する表明保証を信頼し、Yの経験と専門知識を信頼してブロワを購入しており、また、本件表明保証には保証約束を制限する文言は全くないが、本判決の事実認定においては、Yは、ブロワにサイレンサーを取り付けない状態で、各ブロワの振動幅がJIS基準「良」を満たすことを表明保証する合意と解しているようである。本件では、納品前後の早期に買主Xは表明保証違反の事実、修繕義務違反の事実の証拠を収集しておく必要があった。また、最初に納品された本訴ブロワ9台につき輸出先より製品の苦情や返品を受けた頃である平成30年7月から同年8月7日までに本件表明保証合意が

締結されたとすると、買主としては、ブロワにサイレンサーを取り付けた状態でも JIS 基準「良」を満たすブロワを製造する旨を明確にして表明保証合意を締結すべきであった。

本件においてブロワの性状に関する表明保証違反の事実の有無を判断する基準時は、保証約束に明確な手がかりがない場合には、ブロワをXが引渡受領した時点ですでに存在していた性状の欠如だけであろう。あるいは製造者Yとしては、中間商社等による長期の保管や不適切な保管に起因する瑕疵について製造者保証に含めたくないので、Yから直接の受注者C商社が引渡受領した時点ですでに存在していた性状の欠如だけを表明保証違反の対象とすることが考えられるが、その合意内容の立証責任は製造者Yが負うことになろう。

本件のように、表明保証違反のとき修繕することを合意している場合に、表明保証違反があったにもかかわらず製造者が修繕を拒絶したり修繕に失敗したとすると修繕義務の債務不履行となる。通常、保証された性状が欠けることは、買主Xにとって重大であろう。そして、買主Xは、製造者Yに対し、改正民法 415 条 416 条に基づき、修繕義務の不履行から生じた履行に代わる損害賠償として（本件のように不良なブロワを返還して）購入代金相当額および輸出先からの返品運賃相当額を請求できることがあろう。修繕義務違反による損害賠償においては、製造者Yには帰責事由が必要であり、製造者の帰責事由を不要とするには、保証約束に何らかの手がかりが必要であろう。というのは、買主は直接の売主に対する権利のほかに、製造者による保証の引受けによって利益を得ているからである。しかし、買主Xは、本件訴訟において、修繕義務の不履行に基づく損害賠償請求を訴訟物とはせず敗訴した。

なお、表明保証条項のみがあり、補償条項・損害賠償条項がなかった場合にも、表明保証合意ないし表明保証条項の解釈を通じて、保証提供者に被保証者に対する補償責任もしくは損害賠償責任が認められることがあろう[7]。

六　立証責任

本件表明保証のように、製造者が製品の性状について真実性を保証し、表明保証違反があった場合には修繕すると約束する場合がある。その場合に製品を買主が引渡受領した時点で保証された性状が欠けていたことについては、製品の買主が主張・立証しなければならないであろう。製造者が修繕する合意にもかかわらず修繕しなかった場合、買主は製造者に対し修繕義務の履行を請求することができ、当該修繕義務を負っている製造者は、修繕義務を履行したことについて立証責任を負うことになろう。もし、買主が表明保証違反および修繕義務違反を理由に製品の受領を拒絶していれば、製品に表明保証違反がないこと、予備的に保証約束の本旨に従って修繕義務を履行したことの立証責任は製造者にあろう。

●――注

1）青山大樹「英米型契約の日本法的解釈に関する覚書（下）」NBL895 号（2008 年）73 頁、金田繁「表明保証条項をめぐる実務上の諸問題（上）」金法 1771 号（2006 年）43 頁、オートワイン「契約に含まれる表明保証についての考察」金法 1826 号（2008 年）41 頁以下。

2）潮見佳男「判批」金法 1812 号（2007 年）69 頁、同『新債権総論 I』（信山社、2017 年）421 頁、424 頁、青山・前掲注 1）79 頁、同＝篠原倫太郎「出資契約における前提条件と表明保証の理論的・実務的諸問題（上）」金判 1370 号（2011 年）10 頁。本判決も損害賠償を請求するには補償条項が必要とし、損害担保契約説の一説であろう。なお表明保証違反のときの補償条項を債務不履行責任の特約と解する岡内真哉「判批」金判 1239 号（2006 年）3 頁がある。

3）金田・前掲注 1）47～50 頁、同「表明保証に関する裁判例を踏まえた実務上の方策」金法 1788 号（2006 年）31 頁、同「表明保証をめぐる裁判例の総整理と一考察」金法 2183 号（2022 年）62～63 頁、竹平征吾「買主の故意・重過失と表明保証責任」『石川正先生古稀記念論文集』（商事法務、2013 年）852 頁以下参照。

4）笠井修『保証責任と契約法理論』（弘文堂、1999 年）84～98 頁、青山大樹「不実表示等と表明保証」NBL919 号（2009 年）14 頁、青山・前掲注 1）79 頁、潮見・前掲注 2）金法 69 頁、Fikentscher/Heinemann,Schuldrecht,12.Aufl.2022,Rn.1358-1361 参照。

5）拙著『表示責任と契約法理』（日本評論社、1994 年）114 頁以下参照。

6）拙著『表示責任と債権法改正』（成文堂、2018 年）210 頁以下、拙稿「契約不適合責任における追完請求と追完に代わる損害賠償」『民法学の承継と発展』（成文堂、2026 年）661 頁以下参照。

7）青山・前掲注 1）82 頁本文および注 110。